

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

市町村名 (市町村コード)	横手市 (05203)
地域名 (地域内農業集落名)	大森 (五日町、菅生田、峠町、本郷、昼川、末野、武道、舟沢、太田、小山、前田、山崎、上八沢木、夏見沢、坂部、十日町、女郎出、二ツ森、神成、上村、砂間内、下村、境田、南松田、平野、百目木、下田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>八沢木、川西地区では、約8割が60歳以上となっており、高齢化が進んでいる。 また、八沢木、川西地区で、60歳以上のうち後継者がいない又は不明の耕作面積が約5割となっており、後継者の確保が喫緊の課題である。 大森地区については、50歳代の大規模経営体が複数人存在する。 八沢木地区は中山間地のため、条件の悪い小規模な農地が多く、遊休農地の増加が懸念される。</p> <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者70人(うち60歳以上46人) 法人・集落営農数 9経営体 主な作物: 水稻、大豆、しいたけ</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>各作目に応じたきめ細かな生産振興を促進する。 ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。 ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。 ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,877 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,877 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
---

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地区の農地利用は、地域の中心的な経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することにより対応していく。 また、将来を見据え、若い経営体、新規就農者や法人の育成を図る。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 地域の中心的な経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組みを検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農業支援サービスを行う事業者の情報は地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵等設置の推進により各種被害の抑止を図る。
- ②環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
- ⑦担い手とのマッチングなど農用地の利活用を促進し耕作放棄地の拡大防止策に取り組む。

# 横手市地域計画の区域図【大森】

(令和5年度モデル地区)

-  地域計画の区域
-  農業上の利用が行われる区域

